

諮問番号：諮問第188号

答申番号：答申第188号

答申書

第1 審査会の結論

福岡市南福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第63条の規定に基づく保護費返還決定処分（以下「本件処分」という。）に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

第2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

本件処分の取消しを求める。その理由を要約すると、以下のとおりである。

- (1) 審査請求人は、面談の度に、事故対応者である知人（以下単に「知人」という。）に連絡を取ってもらうよう要請したにも関わらず、理由もなく連絡を取らないだけでなく、連絡を取らないという主旨の説明も受けていない。知人でなければ分からないという審査請求人の話を一切無視した対応は明らかに正当性を欠く行為である。
- (2) 処分庁は、審査請求人は事故の示談の内容について容易に知り得る立場にあり、かつ、処分庁に対する届出は審査請求人がすべきものとするが、そもそも審査請求人にそのような判断能力がないために、知人に示談などの交渉をすべて委任しており、担当者にも何度も知人に連絡をしてほしいとお願いをしていた。
前任の担当者からは連絡する旨を何度も聞いているが、担当者が変わったとたんに連絡はしないと言われ、知らないうちに不正受給者という扱いになっていた。審査請求人が何度分からない、知人に連絡をしてほしいと訴えても聞く耳を持たず、書類を渡したから説明責任を果たしたというのは、明らかに説明義務違反である。
- (3) 処分庁は、審査請求人は、示談交渉にかかわっていないことから、指導・指示書に従った届出が行われなかったことをもって、審査請求人に不正の意図があったとは認められなかったとするが、これは正しくない。審査請求人は、自立更生費は認

められないとの説明を受けた。したがって、この時点ではすでに不正受給とみなされていると考えられる。そして、示談等をすべて委任していることは事故当初から説明しているため、不正の意図について示談交渉にかかわっていたかどうかは基準になることはあり得ない。

- (4) 自立更生費が認められない理由については、審査請求人が収入の届け出を行っていないためとするが、前任担当者から適切な説明が一切なかったことが明らかであり、単に収入の届け出が必要と言われても、そもそも審査請求人は知人に一切を委任しているため、その判断もできず、知人に受け取った保険金を渡した。

こうしたことも含めて知人と話をしてほしいと何度も要請したが、担当者からは、連絡するという、通常の判断であれば積極的に連絡をする旨と解される返答を受けるだけで、適切な説明が一切なされなかったため、処分庁の説明義務違反と解釈すべきものであると考える。

- (5) 医療扶助等の可能性については担当者より説明を受けたが、審査請求人は事故の詳細について全く把握しておらず、書くことができないと担当者に話した。知人に書類記入をお願いしたが、記入内容等について知人が説明を受けたいと申し出たため、その旨を担当者に伝えた。

書類を提出しなかったのは、単に審査請求人が書類を提出しなかったのではなく、提出することができないため、担当者に対して知人に連絡をするよう再三お願いしたにも関わらず、連絡をすると言っただけで何の対応もしなかったことに起因する。

事故に対する医療扶助等の援助が必要であれば当然提出すべき書類の作成について、担当者が説明を放棄したということであれば、それは処分庁が医療扶助等の援助をしないと言っているに等しく、審査請求人としては治療や通院、生活等について知人に頼らざるを得ない状況になってしまったと考える。こうした理由から、1年以上にわたり協力してくれた知人に対して、医療費の受け取りを放棄して知人に処分を任せただけは当然の行動だと考える。

処分庁は、事故発生状況報告書、念書等については、今回の交通事故の治療を生活保護の医療扶助によって受けた場合に使用するもので、念のために手交し、記入を依頼したのが実情で、前担当も連絡を取る必要性を強く感じていなかった、とするが、書類の必要性そのものがあやふやな中で、本当に説明の義務を果たしたといえるのか疑問である。

(6) 収入の申告については処分庁から何度も説明を受けており、審査請求人も収入については必ず申告をしていた。しかしながら今回の件については、審査請求人では分からないことが多すぎたため、担当者に対して第三者の協力や細かな説明の必要性を何度も訴えてきた。

担当者が必要書類の提出に対して説明義務を一切行っていないこと、知人に連絡をすと言いなながらも1年以上放置していたことが明らかになっており、これが説明義務違反にあたることに疑いの余地はない。したがって、従来通りの文書による通知をもって説明義務を履行したという主張は、著しく妥当性に欠けると言わざるを得ない。

(7) 処分庁は弁明書の中で医療扶助や事故関係書類について説明しているが、なぜ書類交付時にその説明がなかったのか。なぜ知人に連絡をしてほしいという要望は一切拒否されたのか。あまりにもいい加減な対応と言わざるを得ない。これをもって説明義務を果たしたなどという主張に同意できない。

2 審査庁の主張の要旨

本件処分は、法令及び法定受託事務の処理基準として示されている国からの通知等に沿って、適正に行われたものであり、違法又は不当な点は認められない。

よって、本件審査請求は棄却されるべきである。

第3 審理員意見書の要旨

1 法第63条に規定する資力の有無、費用返還義務及び返還対象額について

審査請求人は、平成29年4月30日、交通事故に遭い(以下「本件事故」という。)、平成30年10月26日に本件事故の保険金として慰謝料等(以下「本件慰謝料等」という。)422,570円を受領している。

自賠償保険による保険金に係る資力の発生時点は、事故発生の時点とされていることから(「生活保護問答集について」(平成21年3月31日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。)問13-6の答の(3))、事故発生の時点である平成29年4月30日が資力の発生時点ということになる。

また、交通事故に係る保険金について、資力の発生時から保険金受領時までの保護費について法第63条を適用することとされている(問答集問13-21の答)。よって、資力の発生時である平成29年4月30日から保険金受領時である平成30年1

0月26日までの保護費について法第63条が適用され、審査請求人は、当該期間の保護費について、費用返還義務が生じていると認められる。

そして、処分庁は審査請求人に対し当該期間の保護費として479,000円を支払ったことが認められる。

したがって、処分庁が422,570円を返還対象額としたことについて、違法又は不当な点はない。

2 返還額の決定について

(1) 審査請求人は、審査請求人が使用しているパソコン及び携帯電話の買替費用（以下「本件買替費用」という。）を自立更生費として控除するよう求めたものの、処分庁は本件買替費用を控除していない。そのため、まず、処分庁が本件買替費用を自立更生費として控除せずに返還額を決定した点につき、違法又は不当な点があるかを検討する。

ア 法第63条に基づく返還額の決定に当たっては、被保護者の資産や収入の状況、保護金品を受領した経緯及びその使用状況、被保護者の健康状態や生活実態等の諸事情に照らした判断を要するから、返還額の決定については、被保護者の資産の状況等につき調査等をする権限を有する保護の実施機関の合理的な裁量に委ねられているというべきであり、保護の実施機関が給付済みの保護費の範囲内でした返還額の決定が違法となるのは、その決定が裁量権の行使としてされたことを前提とした上で、その判断要素の選択や判断過程に合理性を欠くところがないかを検討し、その判断が、重要な事実の基礎を欠くか、又は社会通念に照らし著しく妥当性を欠くものと認められる場合に限られるものと解するのが相当である（福岡高裁令和元年7月25日判決・判例地方自治455号72頁参照）。

イ 処分庁は、自立更生費制度について審査請求人に説明した上で、審査請求人からの本件買替費用についての申立てを受け、令和元年7月9日に返還会議を開催している。そして、処分庁は、同会議において、本件慰謝料等全額を知人に譲り費消したとの審査請求人の申立てを受け、本件慰謝料等は「贈与等により当該世帯以外のためにあてられた額」（問答集問13-5の答の(2)のエの②）に当たることから、自立更生費について認める余地がないと判断した旨を述べている。

審査請求人は、本件慰謝料等全額を知人へ譲ったと述べており、知人も本件慰謝料等の受取りを認めている。そのため、本件慰謝料等全額の用途は、「贈与等に

より当該世帯以外のためにあてられた額」に当たるといえる。

よって、処分庁は、審査請求人の申立てを踏まえ、自立更生費について調査・検討を行い、これを認めないと判断したものと認められ、処分庁が本件買替費用を自立更生費として控除しないと判断した点につき、合理性がないとはいえず、その判断が、重要な事実の基礎を欠くか、又は社会通念に照らし著しく妥当性を欠くものとは認められない。

(2) 次に、処分庁は、本件慰謝料等 422,570円から通院交通費 10,970円を必要経費として控除し、控除後の額から 8,000円をこえる額である 403,600円について、返還額として決定している。

また、審査請求人の意向を踏まえて分割徴収を予定するとしており、審査請求人世帯の自立性に与える影響をより小さくする配慮をした上で、本件処分を行ったことが認められる。

よって、返還額の決定について処分庁に裁量権の逸脱又は濫用と認められることはなく、本件処分を行ったことについて違法又は不当な点は認められない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、審査請求人が事故対応者である知人に連絡を取ってもらうよう要請したにもかかわらず、処分庁が知人に連絡を取らず、連絡を取らない主旨の説明もしなかったことは、明らかに正当性を欠く行為である旨主張している。

法第61条において、被保護者は、収入等があった場合の届出義務が定められている。

本件についてみると、処分庁の職員は審査請求人に対し、本件事故の保険金等が入った場合は審査請求人自身が届け出ることを説明し、文書による指導・指示も行っていたことが認められる。

また、審査請求人と知人は必要に応じて連絡を取っていたことが認められる。

そうすると、処分庁に対する届出は法第61条に基づき本来審査請求人自身がすべきものであり、審査請求人が知人と連絡を取って届出を行うことが不可能であったとの事情も認められないことからすれば、処分庁が審査請求人の要請を承諾せず、知人に連絡を取らなかったことをもって、本件処分が違法又は不当とまでいうことはできない。

4 その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、本件審査請求には理由がないので、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、本件審査請求は棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

令和4年12月16日付けで審査庁である福岡県知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、令和5年2月14日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

1 法第63条に規定する資力の有無、費用返還義務について

問答集問13-6の答の(3)は、自動車事故等第三者の加害行為により被害にあった場合、加害行為の発生時点から被害者は損害賠償請求権を有することとなるので、原則として、加害行為の発生時点で資力の発生があったものと取り扱うこととすると定めている。そして、自動車事故の場合、自賠責保険は、事故発生により被害者に対して自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）により保険金が支払われることが確実なため、事故発生の時点を資力の発生時点としてとらえることとすると定めている。

また、問答集問13-21の答は、交通事故に係る保険金に関して、収入の申告を行うよう指示していたにもかかわらず、当該保険金を費消してしまったとの申し出があった場合の取扱いについて、保険金を受領するまでの間は「資力があるにもかかわらず保護を受けていた」状態にあたり、この間に受給した保護費に不正はないが、保険金受領後は不正に保護を受けていたことになるため、保険金受領から発覚時までの保護費については法第78条を適用し、資力の発生時（交通事故発生時）から保険金受領時までの保護費について法第63条を適用し、なお残余があれば収入認定を行うこととなる旨を定めている。

本件についてこれをみると、審査請求人は、平成29年4月30日に本件事故に遭っており、平成30年10月26日に本件事故の保険金として本件慰謝料等422,570円を受領している。したがって、処分庁が事故発生の時点である平成29年4月30日を資力の発生時点とし、同日から保険金受領時である平成30年10月26日までの保護費について法第63条を適用すると判断したことに違法又は不当な点は認められない。

2 返還額の決定について

(1) 法第63条に基づく返還額の決定に当たっては、被保護者の資産や収入の状況、保護金品を受領した経緯及びその使用状況、被保護者の健康状態や生活実態等の諸事情に照らした判断を要するから、返還額の決定については、被保護者の資産の状況等につき調査等をする権限を有する保護の実施機関の合理的な裁量に委ねられているというべきであり、保護の実施機関が給付済みの保護費の範囲内でした返還額の決定が違法となるのは、その決定が裁量権の行使としてされたことを前提とした上で、その判断要素の選択や判断過程に合理性を欠くところがないかを検討し、その判断が、重要な事実の基礎を欠くか、又は社会通念に照らし著しく妥当性を欠くものと認められる場合に限られるものと解するのが相当である。

(2) 処分庁は、自立更生費制度について審査請求人に説明した上で、審査請求人から本件買替費用を自立更生費として控除してほしいとの申立てを受け、令和元年7月9日に返還会議を開催している。そして、処分庁は、審査請求人が本件慰謝料等全額を知人へ譲ったと述べており、また、知人も本件慰謝料等の受取りを認めていることから、本件慰謝料等は「贈与等により当該世帯以外のためにあてられた額」（問答集問13-5の答の(2)のエの②)に当たり、自立更生費について認める余地がないと判断した旨を述べている。

よって、処分庁は、自立更生費について調査・検討を行った上で、本件買替費用を自立更生費として控除しないと判断したことが認められ、当該判断が、重要な事実の基礎を欠くか、又は社会通念に照らし著しく妥当性を欠くものとは認められない。

(3) 処分庁は審査請求人に対し、資力の発生時である平成29年4月30日から保険金受領時である平成30年10月26日までの保護費として479,000円を支払ったことが認められる。

よって、処分庁が本件慰謝料等422,570円から通院交通費10,970円を必要経費として控除し、控除後の額からさらに8,000円（「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知）第8の3の(2)のエの(イ)に定める基礎控除額）を控除し、その残額である403,600円を返還額と決定し、本件処分を行ったことについて違法又は不当な点は認められない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、審査請求人が事故対応者である知人に連絡を取ってもらうよう要請したにもかかわらず、処分庁が知人に連絡を取らず、連絡を取らない理由の説明もしなかったことは、明らかに正当性を欠く行為である旨主張している。

法第61条において、「被保護者は、収入、支出その他生計の状況に変動があったとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があったときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならない」と規定しており、被保護者本人に、収入等があった場合の届出義務が課されている。

本件についてみると、処分庁の職員は審査請求人に対し、本件事故の保険金等が入った場合は審査請求人自身が届け出ることを説明し、文書による指導・指示も行っていたことが認められる。

また、審査請求人と知人は必要に応じて連絡を取っていたことが認められる。

そうすると、処分庁に対する届出は法第61条に基づき本来審査請求人自身がすべきものであり、審査請求人が知人と連絡を取って届出を行うことが不可能であったとの特別の事情も認められないことからすれば、処分庁が審査請求人の要請を承諾せず、知人に連絡を取らなかったことをもって、本件処分が違法又は不当ということはできない。

そのほか、本件処分に影響を与える事情もないので、本件処分に違法又は不当な点は認められず、本件審査請求は理由がないというべきである。

加えて、審理員の審理手続をみても、行政不服審査法の規定に従い、処分庁に対しては弁明書の提出依頼を、審査請求人に対しては弁明書の送付及び反論書の提出依頼をしたことが認められ、その手続は適正なものと認められる。

以上のことから、本件審査請求は棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

福岡県行政不服審査会第1部会

委員 大脇 成昭

委員 樋口 佳恵

委員 中島 浩